

情報ボックス

お知ろせ

無料法律相談

市では、長野県弁護士会松本在住会の協力で、無料法律相談会を開催します。相談内容などの秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

■日時 8月7日(木)
午後1時30分～4時30分

■場所 豊科公民館小会議室

■相談人数 8人

■相談時間 1人20分

■申し込み 7月31日(木)午前9時から正午までに電話でお申し込みください。先着順ではありませんので、受付時間内にお申し込みください。なお、相談者は抽選で決定いたします。

■会場 本庁舎内総務部総務課

(TEL) 71・20000 (FAX) 71・50000

農振除外の認可期間の変更

農振法の施行規則が改正され、農振除外の手続きに新たに公告縦覧が必要となりました。これまで、締め切りから認可までに要する期間は8カ月ほどでしたが、後期受付分からは、おむね11カ月を要します。農用地区域に指定された土地を農地以外に転用する場合、農地法による転用許可を受ける前に農用地区域からの除外が必要です。

■受付期間 (年2回)

〈前期〉 5月20日～6月20日
〈後期〉 11月20日～12月20日

※受付は平日の午前9時から5時の間、申し出地域の各総合支所産業建設課産業振興係へ提出書類を提出してください。必要な提出書類が異なります。

詳しくは左記へお問い合わせください。

■三郷総合支所内産業観光部 農政課農政係

(TEL) 77・31111 (FAX) 77・60600

または各総合支所内産業建設課

農用地区域からの除外条件

- ① 農業振興を図るため計画の必要性があり規模が適当である
- ② 農用地区域以外の土地で代替が困難である
- ③ 農用地の集団化・作業の効率化など農業上の利用に支障がなく、周辺の土地改良施設の機能にも支障を及ぼす恐れがないと認められる
- ④ 農業生産整備事業が完了して8年を経過した土地であることなど、条件をすべて満たした場合のみ認められます。協議の過程において、農振除外は不適当とされる案件が多数あります。申し出される場合は、土地の選定など慎重に判断してください。

コミュニティ助成事業報告

青少年自然の家でリーダー研修会

三郷中萱区青少年育成会のリーダー研修会が、6月14日(土)と15日(日)の2日間、国立信州高遠青少年自然の家(伊那市)で行われました。このリーダー研修会は、今年20回目の節目を迎えたことから、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)を活用し開催しました。

主催の中萱区青少年育成会では、「大勢の人に参加いただくことで、青少年の健全育成や世代間の交流が深められた。今後の地域の活性化にもつながる」と期待を寄せていました。※(財)自治総合センターによるコミュニティ助成事業は、コミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報事業のために行われています。



高遠青少年自然の家にて

碌山公園 研成ホール 展示・美術講座のご案内

① 安曇野能面展 (第2回)

■会場 面打ち師 柏木裕美と安曇野能面塾生による作品展

■日時 8月4日(月)～10日(日) 午前9時～午後4時30分

■入場料 無料

② 滾旧会 (こんこつかい) 展

■会場 池田町の芸術家や美術愛好家による総合美術展

■日時 8月13日(水)～18日(月) 午前10時～午後5時

(最終日は午後4時まで)

■入場料 無料

③ テラコッタ制作Ⅱ

■会場 身近な動物を題材にテラコッタ(素焼きの焼き物)作り

■日時 8月21日(木)～24日(日)、29日(金) 30日(土)

(全6回) 午後6時～8時30分

■講師 柳沢廣さん

■定員 10人

■受講料 3,500円

④ 彫塑造作Ⅱ (全10回)

■会場 ねんどを使って人物の頭部を立体的に表現します。(石膏取りまで)

■日時 9月2日(火)

～11月4日(火) 毎週火曜日 午後1時～4時

■講師 細萱美穂人さん

■定員 10人

■受講料 5,000円(材料別)

⑤ ねんどに親しむ

■会場 自由な発想でテラコッタを作り楽しめます

■日時・対象者

〈講座1〉 8月1日(金) 午前9時～12時 中学生・高校生・一般

〈講座2〉 8月2日(土) 午前9時～12時 小学3年生～6年生

〈講座3〉 8月3日(日) 午前

■碌山公園 研成ホール (TEL) FAX 82・0769

※作品の鑑賞会を8月10日(日) 午前9時から、碌山公園内で行います。(8月17日(日)まで展示)



人権文化の創造 人権教育指導員 浅川 恭克



穂高地域の人権学習会にかかわらせていただいで十数年になります。そんな中でこれこそ人権学習のバックボーンになると確信したことがあります。それは、田中正人氏が著書の中で提唱している「路地裏の人権」という考え方です。家庭・地域・職場などの人が住んでいる所、みんなが生活している、動いている、そんな身近な所から人権を考えてみるのが大切だと語っています。自分を含め周囲すべての人の「存在・意思表示」を認め合うこと。そして、みんなが食事をし、語り、遊び、買い物をする時など、いつも当たり前「存在・意思表示」が認め合える関係をつくりあいたい。これこそが「路地裏の人権」であり、人権を考える基本であるというのです。人権というと何か肩に力が入って構えてしまいがちですが、身近な所から考えることで、結構やさしいことなんだと思えるようになりました。しかし、身の回りを見てみると、まだまだ人権が軽んじられている事例がたくさんあることに気が付きます。それは、待っている列への割り込み、料金を払っても一言もない、道案内をしても返事がないなど、日常生活の中で不愉快に感じたり腹が立ったりすることなどです。こんな時はたいてい自分の人権が軽んじられている時で「存在・意思表示」が軽視されていると思って間違いないと思います。人権文化を根付かせるためにも、こんな方向から第一歩を踏み出してみたいかがでしょうか。なお、この本は市の図書館にあります。

8月の納期

- 市県民税……………(第2期)
- 国民健康保険税……………(第2期)
- 後期高齢者医療保険料……………(第2期)
- 介護保険料……………(8月分)
- 水道料金……………(穂高・三郷地域)
- 下水道使用料……………(豊科・堀金・明科地域)

＝納期限は9月1日(月)＝

※休日納付窓口は、8月3日(日)・9月7日(日)です。各総合支所の窓口で各種税・料金の納付ができます。